

○社会福祉法人中間市社会福祉協議会ふくし活動用具貸出事業実施要綱

（令和3年4月20日）
要綱第2号

（目的）

第1条 この要綱は、地域交流事業、福祉教育等の地域福祉活動の用に供するため、社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するふくし活動用具（以下「用具」という。）を貸し出すに当たって、適正な運営を図るため必要な事項を定め、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（貸出対象の用具）

第2条 この要綱による貸出しの対象となる用具は、別表に掲げるものとする。

（貸出しを受けることができるもの）

第3条 用具の貸出しを受けることができるものは、中間市の区域内で活動する団体、組織等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） ふれあい・いきいきサロン活動団体、ボランティア団体又は自治会単位で活動する団体
- （2） 福祉教育を推進する学校又はその関係団体、営利を目的としない組織等

2 その他、会長が特に必要と認める団体、組織等

（借用申請）

第4条 用具の貸出しは、予約制とする。

- 2 前条第1項に規定する団体、組織等の代表者は、用具を借り受けようとするときは、用具を利用しようとする日の3か月前から1週間前までの間に、ふくし活動用具借用申請書（別記様式）を本会に提出するものとする。

（貸出しの決定）

第5条 会長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して貸出しの可否を決定する。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを行わない。

- （1） 政治、宗教又は営利を目的とした活動等を行うおそれがあるとき。
- （2） 福祉の増進が期待できないと認められるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、貸出しすることが不適當であると認められるとき。

（貸出期間）

第6条 用具の貸出期間は、原則として貸出日から1週間以内（休日を除く。）とする。ただし、本会が必要と認める場合は、別に必要な期間を定めることができる。

（貸出しの取消し等）

第7条 会長は、第5条の規定により用具の貸出しを受けた団体、組織等（以下「借用団体等」という。）がこの要綱に違反したときは、貸出しの決定を取り消し、又は用具の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

（運搬及び経費）

第8条 用具の使用料は、無料とする。ただし、使用に要する諸経費は、借用団体等の負担とする。

2 用具の借受け及び返却の際の運搬は、借用団体等の負担及び責任において行うものとする。

(借用団体等の責務)

第9条 借用団体等は、借り受けた用具については、その借用目的に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、第三者に転貸してはならない。

2 借用団体等は、借り受けた用具を故意又は過失により破損し、又は紛失したときは、修復に必要な実費相当額を弁償しなければならない。

(免責)

第10条 用具の貸出期間中に当該用具に関して発生した事故等については、借用団体等の責任において解決し、本会は、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月20日要綱第1号)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

貸出対象の用具	数量
輪投げ	2
点鳥ルーレット	1
デジタルビンゴ	1
ジャンボトランプ	2
絵合わせパズル	2
高齢者疑似体験セット (子ども用)	2